

平成20年6月

各 位

大 阪 市

**契約管財局契約部における入札参加（工事請負関係）の取扱いについて**

平成20年6月から実施する受注制限について、別紙のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

(別紙)

## 受注可能制限本数に達したとみなす時点等の取扱いについて

契約管財局契約部における工事請負契約の事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件で、受注制限を行うものの取扱いについては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件についてはこの限りでない。

- ① 受注可能制限本数について、落札候補者（共通事項 6 参照）となった時点で落札者とみなし、受注可能制限本数に含むものとする。
- ② 受注可能制限本数が残り 1 本の者が落札候補者となった時点で、受注可能制限本数に達したとみなす。また、受注可能制限本数が残り 1 本の者が、複数案件において同時に落札候補者となる場合、開札日時が早い日時の案件（開札日時が同一の場合は、公告番号が若い案件）においての落札候補者とし、受注可能制限本数に達したとみなす。
- ③ 受注可能制限本数に達したとみなされた者は、他の案件の落札候補者になれない。落札候補者である期間中に他の案件において落札候補者となる場合は、入札参加資格を有しない者としてその案件の入札を無効とする。
- ④ 落札候補者が、当該案件において入札参加資格を有しないものであることが確認され入札が無効となった場合、又は低入札価格調査において落札者とししない決定がされた場合（以下、「無効等」という。）は、受注可能制限本数に含まない。
- ⑤ ④で無効等に該当する者がある場合には、その者に理由を付して通知するとともに、電子調達システムの「入札情報サービス」－「電子入札結果情報」にてその旨公表を行う。
- ⑥ ⑤の時点において、無効等とされた落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。ただし、新たに落札候補者とする者が、以下の項目に該当する場合は、入札参加資格を有しない者としてその案件の入札を無効とし、さらに次順位の者を新たに落札候補者とする。
  - (ア) 受注可能制限本数に達している（達したとみなされている場合も含む）場合
  - (イ) 登録種目・希望種目が違う場合
  - (ウ) 地域要件を満たしていない場合

⑦ ⑥の公表及び落札決定については、原則として以下の手順にて行うこととする。

**A. 入札参加資格審査において無効等とする者の公表**

- a. 落札候補者となった日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く）に公表を行う審査対象項目
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
  - ・ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）
  - ・ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置
  - ・ 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置
  - ・ 入札参加資格審査資料、低入札価格根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合
  - ・ 登録種目、希望種目
  - ・ 地域要件
  - ・ 受注可能制限本数
  - ・ 物件等級の対応したP点、その他指名実績等
  - ・ 建設業許可
  - ・ 経営事項審査
  - ・ 配置予定技術者
  - ・ 共通事項3で定める関係会社の参加の有無
  - ・ 消費税及び地方消費税の未納
- b. 落札候補者となった日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）に公表を行う審査対象項目
- ・ a 以外の審査対象項目

**B. 低入札価格調査において無効等とする者の公表**

数値的判断基準を満たしていない場合は、開札日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）に公表を行う。それ以外の調査にて落札者としな  
い決定をした者については、落札候補者となった日の翌日から起算して20日後  
（本市における執務の休日を除く）に公表を行う。

**C. 落札の決定について**

A、Bにおける必要な審査・調査を行った後、落札決定するものとし、落札決  
定予定日については、公告本文に明示する。

決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算  
して5日後（本市における執務の休日を除く）とし、低入札価格調査を行った場

合は、落札候補者となった日の翌日から起算して20日後（本市における執務の休日を除く）とする。

なお、落札決定までの期間に年末年始等が含まれる場合は、期間を延長する場合がある。その場合についても、落札決定予定日については、公告本文に明示する。

(注)「落札候補者となった日から〇〇日」とは、無効等とされた落札候補者の次順位者を新たに落札候補者とする場合など、審査順位の繰り下がりにより落札候補者となる場合についても、同様の日数を要することを示している。

(例)

低入札価格調査案件で、審査順位1位の者が、低入札価格調査の結果、落札者とされず、審査順位2位の者に落札候補者が繰り下がり、落札決定となる場合。

開札日	審査順位1位の者が落札候補者となる日。
↓	入札参加資格・低入札価格調査期間
20日後	審査順位1位の者が無効。2位の者が新たに落札候補者となる日。
↓	入札参加資格・低入札価格調査期間
さらに20日後 (開札から40日後)	審査順位2位の者が落札決定

⑧ ⑦Aの公表以後に入札参加資格要件を満たさなくなり資格を有しないとされた落札候補者については、上記の日数によらず、随時、無効等の公表を行う。

## 落札決定までの流れ(例示)

※入札参加者全者の受注可能制限本数が残り1本の場合を前提としています。

### ①通常のパターン

案件1	
月曜日	開札日※1
火曜日	
水曜日	
木曜日	
金曜日	
土曜日	
日曜日	
月曜日	落札決定

落札候補者である期間中は、他の案件の落札候補者にはなれません。  
落札候補者となった日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)を落札決定予定日とします。

※1 この時点で審査順位第1位の者を落札候補者とし、本数に達したとみなします。

### ②審査順位第1位の者が無効になり、第2位の者が落札候補者となる場合

案件1	
月曜日	開札日※1
火曜日	
水曜日	1位無効。2位へ※2
木曜日	
金曜日	
土曜日	
日曜日	
月曜日	(当初の落札決定予定日)
火曜日	↓
水曜日	落札決定

審査順位第1位の者が他の案件の落札候補者になれない期間。  
無効とされた後は、他の案件の落札候補者となることができます。

審査順位第2位の者が他の案件の落札候補者になれない期間。  
落札候補者となった日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)を落札決定予定日とします。

※1 この時点で審査順位第1位の者を落札候補者とし、本数に達したとみなします。

※2 1位の者が審査の結果無効となり、2位の者が落札候補者となります。

### ③審査順位第1位の者が無効になり、第2位の者に審査順位が繰り下がるが、明らかに資格を有していないこと(※1)が明らかな場合

案件1	
月曜日	開札日※2
火曜日	
水曜日	1・2位無効。3位へ※3
木曜日	
金曜日	
土曜日	
日曜日	
月曜日	(当初の落札決定予定日)
火曜日	↓
水曜日	落札決定

審査順位第1位の者が他の案件の落札候補者になれない期間。  
無効とされた後は、他の案件の落札候補者となることができます。

審査順位第3位の者が他の案件の落札候補者になれない期間。  
落札候補者となった日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)を落札決定予定日とします。

※1 「明らかに資格を有していない」場合とは、①受注可能制限本数に達している(みなされている場合も含む)場合、②登録種目・希望種目が違う場合、③地域要件を満たしていない場合、をいう。

※2 この時点で審査順位第1位の者を落札候補者とし、本数に達したとみなします。

※3 1位の者が審査の結果無効となり、通常は2位の者が落札候補者となりますが、種目が違うなど、資格を有していないことが明らかな場合は、2位の者も無効とし、3位の者を落札候補者とします。

④審査順位の繰り下がり等により、同時に2つの案件で落札候補者となる場合

入札参加者Aが、案件1において審査順位第3位、案件2において審査順位第2位となっている場合。

	案件1	案件2
月曜日	開札日	
火曜日		
水曜日	1位無効。2位へ。	開札日
木曜日		
金曜日	2位無効。3位へ。	1位無効。2位へ。
土曜日		
日曜日		
月曜日		
火曜日		2位無効。3位へ。
水曜日		
木曜日		
金曜日	参加者A落札決定	
土曜日		
日曜日		
月曜日		
火曜日		3位落札決定

→ Aが案件1、2とも同時に落札候補者となる時点。

Aは、受注可能制限本数が残り1本のため、開札日時が早い案件1の落札候補者となります。案件2については、無効とします。

⑤他の案件で落札候補者となっている場合

入札参加者Aが、案件1において審査順位第1位で落札候補者である期間中に、案件2の開札時において審査順位第1位となった場合。

	案件1	案件2
月曜日	開札日	
火曜日		
水曜日		開札日
木曜日		
金曜日		1位無効。2位へ。
土曜日		
日曜日		
月曜日	参加者A落札決定	
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		2位落札決定
土曜日		
日曜日		
月曜日		
火曜日		

→ Aは、受注可能制限本数が残り1本で、案件1の落札候補者となっているため、案件2については無効とします。

⑥無効となる時点と落札候補者となる時点が同一の場合

入札参加者Aが、案件1(施工実績を求めている案件)において審査順位第2位、案件2(施工実績を求めている案件)において審査順位第5位の場合。

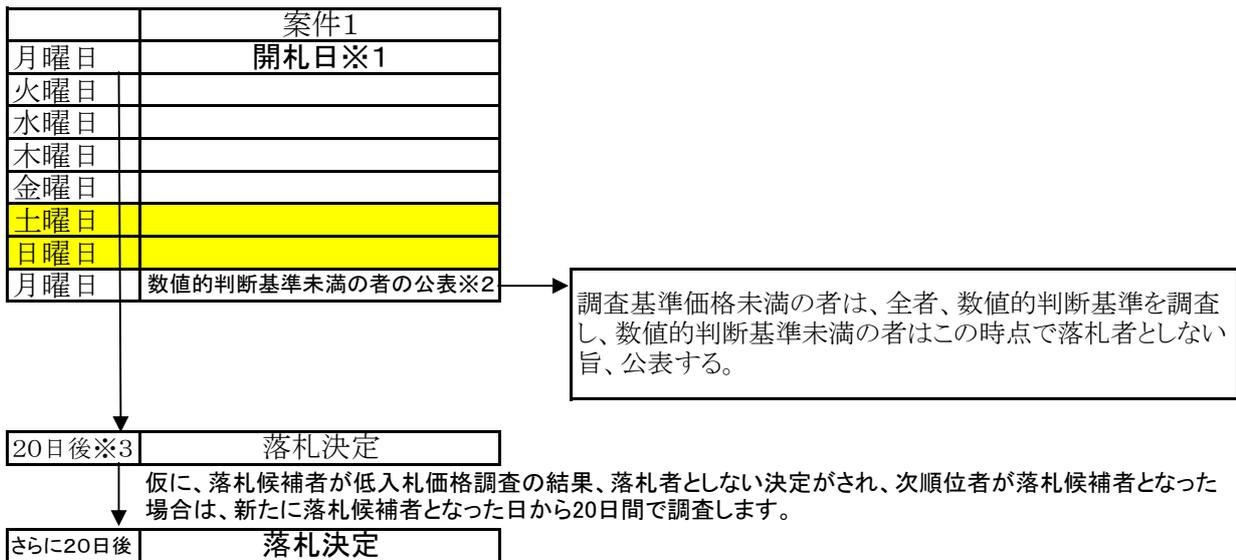
案件1において審査順位1位が無効となり、Aに順位が繰り下がってきたが、Aも施工実績が無い(他の入札参加資格は有している)ため無効となる。

案件2において審査順位1～4位が立てつづけに無効となり、Aに順位が繰り下がってきた。案件1の無効と、案件2の落札候補者となる時点が同時となる。

	案件1	案件2
月曜日	開札日	
火曜日		
水曜日		開札日
木曜日		
金曜日		1位無効。2位へ。
土曜日		
日曜日		
月曜日	1位無効。2位へ。	
火曜日		2位無効。3位へ。
水曜日		
木曜日		3位無効。4位へ。
金曜日		
土曜日		
日曜日		
月曜日	2位無効。3位へ。	4位無効。5位へ。
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		
月曜日	3位落札決定	参加者A落札決定
火曜日		

Aは、案件1について無効。案件2は、案件1の無効後に落札候補者となったとみなし、有効とします。

⑦低入札価格調査となる場合



※1 この時点で審査順位第1位の者を落札候補者とし、本数に達したとみなします。

※2 審査順位第1位の者が数値的判断基準未満であれば、この時点で数値的判断基準を満たしている者の中で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、新たに落札候補者となる者が明らかに資格を有していない場合は、③と同様に、さらに次順位者を新たに落札候補者とし、公表する。

※3 落札決定は、落札候補者となった日の翌日から起算して20日後(本市における執務の休日を除く)に決定します。